平成２６年（フ）第７７号
千葉県銚子市松本町２丁目986番地
破産者　大塚　久雄
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２８号
奈良県吉野郡大淀町北野52―18、住民票上の住所奈良県吉野郡吉野町大字丹治11番地
破産者　井本　尚夫
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第２５７８号
福岡市早良区百道浜１丁目７番３―216号、破産手続開始決定時の住所福岡市早良区百道浜３丁目４番10―1302号
破産者　渡邊　忠義
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５８号
札幌市中央区南12条西１丁目１番18―403号
破産者　瀬戸　裕子
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５０２号
札幌市手稲区新発寒３条１丁目１番12―401号
破産者　高橋　剛
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６３号
札幌市北区篠路６条７丁目１番37号　ファイブスター篠路Ｂ－５号
破産者　木村　雅則
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６７１号
札幌市北区屯田６条４丁目４番15号　エミネンス107号
破産者　佐藤　誠
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７７５号
札幌市白石区本郷通６丁目北３番23号　あしたばハウス
破産者　酒田　浩司
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１１号
茨城県小美玉市羽鳥2624番地12
破産者　長谷川　守
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３７９号
山梨県甲府市古上条町787番地１、開始決定時の住所山梨県甲府市古上条町804番地６
破産者　河口　一郎
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５６号
山梨県山梨市一町田中1302番地80
破産者　大久保　徹
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４号
鳥取県東伯郡北栄町大谷1385番地１、旧住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津98番地５
破産者　西田　雅則
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第３２号
広島県広島市安佐北区三入３丁目３―12ジェーエイハイツ102、開始決定時の住所広島県広島市安佐北区亀山西２丁目２番11―1104号
破産者　西園　憲治
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第３６号
香川県綾歌郡宇多津町2526番地７
破産者　柴村　淑子
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第５８５号
福岡県筑紫野市天拝坂３丁目１番地19
破産者　本園　茂喜
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６２号
仙台市青葉区上愛子字北内６番地の５
破産者　高橋　義信
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２０８号
仙台市若林区大和町１丁目17番10―205号
破産者　齋藤　隆浩
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１２号
秋田市寺内児桜２丁目２番12号
破産者　鷲谷　嘉徳
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７７号
秋田市仁井田二ツ屋２丁目12番３号　本田アパート７号
破産者　佐藤　恭子
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部